

下水排除基準

下水道法の規定に基づく下水排除基準

物質又は項目		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
有害物質	カドミウム及びその化合物	※3 0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/L以下
	有機 ^{りん} 化合物	検出されないこと	1mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.2mg/L以下
	砒 ^ひ 素及びその化合物	0.05mg/L以下	0.1mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005mg/L以下	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	※2 検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
	ほう素及びその化合物	230mg/L以下	230mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	15mg/L以下	15mg/L以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	380mg/L未満
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
	ダイオキシン類 ※1	※4 10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下
生活環境項目など	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満	5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L未満	600mg/L未満
	浮遊物質 (SS)	600mg/L未満	600mg/L未満
	ノルマルヘキサン	5mg/L以下	5mg/L以下
	抽出物質含有量	30mg/L以下	30mg/L以下
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下
	銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下
	クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下
	窒素含有量	240mg/L未満	—
	有機 ^{りん} 燐含有量	32mg/L未満	—
	温度	45度未満	45度未満
	有機 ^{よう} 素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満

※1 ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値である。

※2 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 〇の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の水量2,000m³/日以上の特定期間内に上乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】

※4 〇の数値は、ダイオキシン類に係る特定施設が設置されたときに、函館湾処理区域内の事業場に適用される。